

平成23年度 第1回 食品安全対策協議会 議事概要

日時：平成23年7月29日(金) 13:30～15:10

場所：岐阜県庁 9北1会議室

(あいさつ)

○石原健康福祉部次長

みなさんこんにちは。健康福祉部次長の石原です。平素は、岐阜県の食品安全行政の推進に格別のご理解とご協力をいただいております。まずもお礼を申し上げます。また、本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

ご承知のとおり、こここのところ、連日、原発事故に伴う食品の放射能汚染の問題、今は特に牛肉の問題が取り沙汰されています。少し前には、富山県などで死者も出ましたが、肉の生食に伴う腸管出血性大腸菌による食中毒事件などがあり、食品の安全に対する問題意識が非常に大きくなっている時期ではないかと思っております。

こうした中、本日、委員の皆様自由に意見交換していただくことは、非常に有意義であると思っております。

この協議会の委員の方々は、協議会の性質上、食品を口にされる消費者のみなさん、流通業者のみなさん、生産に当たっておられるみなさん、大所高所から研究なさっている学識経験者のみなさん、それぞれ食に関わる各場面の代表の方でございますから、様々な問題意識を持って議論いただけるのではないかと思います。それを受けまして、私たちは、総合的に食の問題を捉えて、行政に反映させていけるのではないかと考えております。

昨年度は、1年を通じまして、テーマをリスクコミュニケーションとしまして、いろいろな議論をさせていただきました。その中で、いろいろご意見をいただきましたが、一方的な訴えということではなくて、テーマごとにきちっと双方向でやりあうのが大事だという意見もいただきました。それを反映する形で、今年度に入り、「食品の安全・安心ミニシンポジウム」というものを行っております。7回ほど開催したのですが、特に今話題となっている食品の放射能汚染や腸管出血性大腸菌食中毒をテーマにしてきました。

実際に、食品の放射能汚染をテーマとしたミニシンポジウムでは、参加者のみなさんとの活発な意見交換があったと聞いております。こういう場をどんどん持っていくことが、双方向の理解に非常に重要だと思っております。

本日は、第2期岐阜県食品安全行動基本計画に基づきまして平成22年度に実施した岐阜県の施策について、実施状況を報告させていただきながら、広い立場で、いろんな話題につきまして、意見交換をさせていただければと思っております。

いずれにいたしましても、食品に関わるいろいろな立場からご参加いただいておりますので、それぞれ、忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議になればと思っております。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

(あいさつ)

○杉山会長

みなさんこんにちは。大変な時期に、また、ご多忙なところお集まりいただきましてありがとうございます。連日、セシウム牛肉の報道があり、皆様もいろいろお考えになったことと思います。

次長さんの方からお話がありましたように、食品安全対策協議会には、各界から、生産者、流通業者、消費者、学識経験者の方にお集まりいただいております。

私は大学でフードシステム論を教えているのですが、昔は、いいとか悪いとかの判断は、経済学で言う需要と供給、コスト、価格が決定する、消費者が決定する、あるいは生産者が決定するとされていました。

ところが今は、いろいろな意味でその判断ができにくくなって、価格が直接には品質を決定するということはあるけれども、その前に、決定的な判断を担うのは、食品安全委員会だと思います。食品安全委員会がこれだ、ということは非常に大事なことです。

今、国の食品安全委員会は、非常にシビアな議論を通じて意見を出しております。それと連携して、各県の食品安全対策協議会がどうしていくかということが課題になるかと思います。

特に、国の食品安全委員会というのは、各県それぞれではとてもできない側面を担っています。いつも議論になりますが、海外から6割もの食品が入ってきておりますし、岐阜県といっても、食品は他から来ていますし、わらまで入ってきておまして、わらえないわけです。

国の食品安全委員会は非常に重要です。岐阜県の食品安全対策協議会は、岐阜県の食の番人であるべし、ということで、いろんな意味で、積極的に議論していきたいと思います。

昨日はJAのみなさんが(飛騨牛を知事に)出していただいて、ああしたことで知事が覚悟を持ち直したということもありました。産官学、産官民、生産者、流通業者、消費者が一体となって、県の食品安全に尽くしていくべきだと思います。みなさん本当にご苦労様ですが、よろしくお願い致します。

最近ですと、ユッケの話題、岐阜県でなくてよかったと思っていました。牛肉の流通はかつて私もよく調べましたが、岐阜県は牛肉流通の集散地なんです。牛が福井や石川などから岐阜に来て、岐阜から流通させていたんです。それで私も最初はひやりとしましたが、東京の方からの肉だったということでした。



それから、BSEのときも知事さんは全頭検査だという指令を出されて非常に安心しましたけれども、セシウム牛肉の今回も知事さんは全頭検査という方針を出されました。われわれ協議会としても、きっちりフォローしていかなければならないと思います。

ただ、本日は昨年度の取組をどう評価し、今年度につなげていくかということです。今日はぜひ活発なご意見をいただき、現実の問題も反映しながら、進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議題1 平成22年度の食品の安全性の確保に関する報告（案）について】

（事務局から説明）

○杉山会長

それでは、金山委員から順に、コメントがありましたらよろしくお願いします。

○金山委員

これだけ達成率の調査をしていただきありがとうございました。事前に資料をいただいておりますので、よく理解できました。

達成できなかったところは、目標が厳しかったのか、それとも他の原因が何かあって達成できなかったのか、なるべく達成率100%にもっていけるような計画にさせていただきたいと思いました。

○加藤食品安全推進室長

23年度は中間ということで、状況を見ながら見直しの機会を作っております。毎年意見も参考にしながら、見直し項目を考えていきたいと思っています。

○桑原委員

食の活動をしている私としては、学校給食で県内産のものを使っているところを着実に進めていただきたいと思います。

今年度の話になりますが、せっかく地産地消ということで飛騨牛を使った学校給食の飛騨牛コロッケにセシウムで汚染された牛肉が使われていた件は、すごく残念で、ショックでした。えさの問題なのですけれども。

○近崎委員

3点ほどお聞きしたいのですけれども、第1点は、ぎふクリーン農業のことですが、資料の11ページによると、栽培基準に「3割削減」、「5割削減」に加え、新たに「使用しない」というランクができたと書いてあるのですけれども、消費者としては、「3割削減」も「5割削減」も「使用しない」も同じぎふクリーン農業として捉えてしまうのですけれども、それは生産者の方にとっていいのかなと思います。「3割削減」よりも「使用しない」の方が生産者の方は苦勞されている気がす

るのですが、全部ひとくくりで「ぎふクリーン農業」としてしまうと、生産者の方は納得されているのかなと思います。

消費者としても、ぎふクリーン農業というものは最近ちょっと見るんですけども、実態としては知らないで、「3割削減」、「5割削減」、「使用していない」ということが書いてあるとそちらに目が行くと思います。

加えて、岐阜県内での広報活動は盛んだと思いますけれども、ぎふクリーン農業の作物が、愛知県、三重県、静岡県などに流れたときに、「これは何だ」ということになるのではないのでしょうか。その良さが広まって行かない気がするので、「ぎふクリーン農業」という一括の表示だけではなくて、「3割削減」「5割削減」「使用しない」という表示を加えるともっと浸透していく気がします。

2つめとして、16ページの食中毒の予防対策のところのグラフですが、昨年度の総括と数字が違っていませんか。

3つめですが、食品表示ウォッチャーという方が130名いらっしゃいますが、その研修の参加者が44人ということです。食品表示ウォッチャーは、消費者の中で一番詳しい方になるわけですから、うまく研修していけば、一番リスクコミュニケーションができる人になるでしょうし、一般消費者に一番近いところにいる方なので、ウォッチャーから行政に情報を上げるというだけではなくて、130人いらっしゃるなら、130人に近い方が参加できるような研修のやりかたを考えていただきたいと思います。それが岐阜県の広報活動の一環にもなると思いますし、リスクに関しても、広がっていくのじゃないかなと思います。

○農産園芸課猪原主任技師

クリーン農業の表示についてご意見をいただいたのですが、クリーン農産物の表示は、マークと、その横に生産者のお名前と「3割削減」「5割削減」「使用しない」という区分、この2つを原則として表示することとなっております。表示の仕方について決定した当時の議論としては、区分ごとにマークを作ると、ぎふクリーン農産物ということが分かりにくくなるのではないかという意見があり、あえてマークはシンボリックなものとして1種類にしたという経緯があります。以前は2種類あったんですけども、分かりにくいという意見もありました。それでマークを1種類にした代わりに、栽培管理票という枠の中で、「3割以上削減して栽培しました」「5割以上削減して栽培しました」あるいは「使用していません」ということを消費者の方にお伝えしていくことにしています。マークで分けるという意見もちろんありましたが、大きなくくりとしてはぎふクリーン農産物ですので、マークは1種類にしたということです。文字情報になったことで分かりにくいという部分もありますので、県のホームページでも、品目、削減区分をお伝えするようにしています。

他県に出荷された場合についてのご意見もいただきましたが、今の時期ですと、飛騨のほうれんそうは大阪にかなりの量出荷されていますし、岐阜えだまめも関西にかなり流れています。しかし、一般の大阪の方がぎふクリーン農産物について知っているかといえ、知らないというのが正直な

ところではないかと思えます。ただ、市場関係者などに対しては、全農岐阜さんですとか、生産者代表の方が訪問して、取組を説明しています。その結果、市場関係者の間では高い評価をいただいております。優位性を持っていると考えております。

○加藤食品安全推進室長

食品表示ウォッチャーの研修のあり方についてですが、食品表示ウォッチャー130名の方の中には前年度から引き続きという方も多く、もう研修で基礎的なことは学ぶ必要がないという方がいらっしゃるのも事実です。ただ、食品表示に関しては新しい話題がたくさんありますので、そうした新たな視点、新たな知識を盛り込んだ形での研修を検討していくことが必要だと思えます。

今年度は、参加者を増やすため、食品表示ウォッチャー研修会と、食品の安全・安心ミニシンポジウムを併せて開催しましたが、魅力ある研修会を開催していくことが必要だと思えます。また、日にちの設定、時間帯の設定というところも検討課題としていきたいと思えます。

○生活衛生課食品安全推進室野池技術課長補佐

食中毒の数値については、昨年度協議会開催前に送付させていただいたものについて、その後差し替えをさせていただいたかもしれません。昨年度の最終版と今年度の案の数値は一致しております。今年お送りしたものが正しい数値ということになります。申し訳ございません。

○杉山会長

桑原委員の飛騨牛コロケの件についてコメントはありますか。

○加藤食品安全推進室長

過剰反応はいけないと思えますが、お子さんに関わることということで、不安が広がっていますので、行政としても正しい知識、情報を周知していきたいと思えます。特に、暫定規制値以下のものは問題ないとされているところですので、委員の方ともコミュニケーションをとりながら情報提供を進めていきたいと思えます。

○杉山会長

ありがとうございました。キャッチボールを続けながらということですね。

○堀尾委員

学校給食の地産地消について、お米と牛乳は地産地消を100%達成できているということですが、野菜については84%ということですね。岐阜県は広うございますし、学校給食の野菜は全部まかなえるのではないかと思えます。価格のことなどいろいろあると思えますが、なるべく岐阜県産にしていきたいと思えます。

先日NHKで放送されていましたが、学校給食のメニューは変わってきており、家庭の食事のようなメニューが出されているところもあります。私たちの頃の学校給食とは違い、見習わなきやというようなメニューが出されています。岐阜県も野菜が豊富ですので、そういうメニューを使っただけのよう、推進していただければと思います。

○教育委員会事務局スポーツ健康課山田課長補佐

ご意見ありがとうございます。学校給食の地産地消の推進につきましては、県教育委員会で行います、各市町村の献立を作成する栄養教諭・学校栄養職員の研修会等におきまして、子どもたちが食を通して地域を学び、地域を愛する心をはぐくむという観点からも、積極的に推進するよう働きかけをしているところですが、安定的な量の確保ということや価格との兼ね合いから、現状のような数値になっています。

また、給食費未納者の増加ということもございまして、1食、小学校で245円、中学校で285円程度の給食の中で、それぞれの市町村でも精一杯の努力をしているところですが、今後一層働きかけてまいりたいと思います。

○北野委員

未納者は何%くらい見えるのですか。

○教育委員会事務局スポーツ健康課山田課長補佐

平成19年度のデータですが、岐阜県で0.9%です。

○脇田委員

資料を拝見しましたが、ご苦労されていることと思います。

食品表示ウォッチャーの研修や、関係職員の研修について、先ほどのような理由はあるのですが、参加人数が少ないのが気になりました。

シンポジウムや講座についても、1回当たり数十名とか、回数の割に参加人数が少ないのが気になります。広報を進めていただき、多くの人を知ることができるようにし、みなさんの意識を高めたいと思います。

私事ですが、私は健康食品の県民講座を受けたかったのですが、これは毎年行われるわけではないでしょうか。

○薬務水道課太田技術課長補佐

毎年行われますので、又お申し込みいただきたいと思います。

○脇田委員

県は先日放射能関係のシンポジウムを開催されました。私は、生産者の立場の方が開催した詳しい講座を受けたのですが、それは難しくてなかなか理解できませんでした。しかし、県のシンポジウムは少し時間は短かったですが、分かりやすくよかったですと思いました。その関係でお聞きしますが、県は、震災以前も野菜などの放射能検査をされていたのでしょうか。

また、出荷される野菜については抜き取り検査をされていると思いますが、他県から入ってくる野菜の検査はどうなっているのでしょうか。スーパーで安くて売れ残っているのを見ると、茨城産など、あちらに近い産地のものが残っています。私も避けているのですが、一応検査はされているとは思いますが、受け入れる方では検査はされないのでしょうか。

また、16ページに学校給食の立入調査の表があります。この中で、学校や病院は結構きちんと立入がされていますが、保育所や社会福祉施設は立入施設数が少ないです。これには何か理由があるのでしょうか。「2年に1回立入り」などの要綱などがあるのでしょうか。

また、17ページに残留農薬検査の表があります。検査項目数は多いのですが、牛乳など、検査数が少ないですが、これだけしかできないということなのでしょうか。

また、遺伝子組換え食品の検査に関し、20ページにありますように、アメリカ産、カナダ産の輸入大豆に遺伝子組換え品はありませんでしたということです。これらは、遺伝子組換えでないことを前提としたものを検査したのだと思いますが、海外では遺伝子組換え品がかなり出回っているのでしょうか。それらが国内に入ってくる危険性はないとこれらの検査結果からいえるのでしょうか。そのあたりも念頭において輸入されているのでしょうか。

○加藤食品安全推進室長

シンポジウムなどの集客の問題についてですが、おっしゃるとおり、特に、目標達成できなかったものを含め、いろんな工夫をしていかなければならないと思います。実は本日、この会議のあとに、県組織の横の連携を図る会議を行います。そこでもこの件は話題とし、アイデアを出し、関係各課の連携をとり、より多くの人に広報していけるよう検討していきたいと思います。

次に、放射能の検査についてですけれども、現在、岐阜県では、ゲルマニウム半導体検出器というものが1台、県保健環境研究所にあります。これは、文部科学省の機械でして、それをお借りして岐阜県の状況を調べています。もともと放射性降下物や水道水などを測っています。今般の事態を受け、危険と思われるもの、今は肉などを測っています。県は同じ機器を2台、保健環境研究所に増やし、検査をどんどんやっていく体制を作っていくこととしました。また今後、他の測定機器も組み合わせて使いながら、牛肉について全頭検査をしていくこととしております。

次に、県に入ってくる食品の検査についてですが、これまで、県内産農産物については、放射性降下物の数値が上がったときに、岐阜市内で生えているものを測って、異常なしとしたことはありましたが、今後は、増える機器を使って、他県から流入してくる食品について、市場のものを中心に、測っていくこととしています。皆様の口に入る物を随時検査していく体制を現在計画しております。

学校給食の立入が少ないということについてですが、衛生部門は許認可の対象となる一般の営業施設などを管轄し、学校は文部科学省、教育委員会が管轄するなど、管轄が分かれております。学校などの各施設については、厚生労働省が年間の検査割合を示しており、その目標に向かって検査を行っています。このため、一般の営業施設に比べると、学校などの施設の検査件数は少なくなる傾向があります。学校について言えば、衛生サイドによる検査と、学校による自主検査の両方で二重チェックが行われているということになります。

○生活衛生課食品安全推進室野池技術課長補佐

残留農薬検査の件数について、野菜・果物はまとめて計上してあります。トマト、レタス、といった区分で見ますと、検査件数は、茶、玄米、牛乳と同様に、それぞれ数個単位ということになります。限られた検査の枠の中で、広く満遍なく、スクリーニング的に、年間計画を立てて実施しております。

また、遺伝子組換え食品についてですが、アメリカ、カナダなどでは広く出回っているのが実態であろうかと思えます。ヨーロッパの方では毛嫌いしているところもあるようです。日本に輸入される農産物については、日本国内で遺伝子組換えが承認されたもののみ輸入が認められることとなりますので、海外で広く使われていても日本で認められていなければ入ってこないこととなります。私たちが行っております遺伝子組換え検査は、日本で認められていないものが誤って、あるいは故意に、国内に入ってきていないかということをチェックしているというものになります。

また、施設における給食の検査について補足しますと、学校や病院については年間1回以上検査に行くという年間目標を立てております。保育所、社会福祉施設、その他の施設については、比較的小規模であるということもあって、2年に1回以上、年間半数という目標で検査を行っています。手薄なのではないかという点については、立入検査に入らない年には、自主点検票を提出いただいで確認させていただいたり、年に1回程度研修会を開いて、調理員さんたちに研修を行って、立入の回数の少なさをカバーしています。

○杉山会長

おそらくこの協議会は、横の連携ということをキーとして始まっています。生活衛生課も、教育委員会も、このご意見を聞きながら、お互いに連携して、情報も連携をして、今後やっていただきたいと思えます。

では、河路さんの方から、これまでの消費者のご意見も踏まえて、22年度の取り組みについてコメントをいただけますか。

○河路委員

全頭検査、生鮮物の検査など、消費者のみなさんは気になるころだと思えますが、全品検査は事実上無理です。抜き取り検査は今でも行っていますが、全品を検査するということは無理なんで

す。検査した一部のものについて証明することはできますが、全品はなかなか無理であるということとはぜひご承知いただきたいと思います。

われわれ小売の立場でお話させていただきますと、私たちは、信頼できる生産農場、工場などの生産者、それと信頼できる流通業者、卸を含む業者さんと取引させていただき、そして、買っただけのお客様に安全をお届けする、ということを行っております。

今回報告書の数値を見させていただくと、ある程度のところはやっつけていただいていると思います。

また、製品を製造する産地、流通する段階、消費者のみなさん、それぞれの段階での教育、講習をしていただいているとは思いますが、私には小学生の娘がいますが、食事に対する知識がありません。何でもいからおなかをふくればそれでいいというような感じです。

私は食育にも取り組んでいますが、食育がらみでの食品安全の教育、これをぜひ、教育委員会を通じて、PTAの父兄の方に勉強会に参加していただきたい。教育委員会と連携をとれば、いつPTA総会などの集会があるかわかるはずですので、そのときに、若い父兄の方に、食品に対する正しい知識を教育していただきたい。そして、正しい知識でいろんな判断をしていただきたいと思います。

先ほど遺伝子組換えの話がありましたが、遺伝子組換えが危険かどうかについては、危険とは誰も言っていません。風評被害みたいなものです。遺伝子組換えは表示が義務づけられていますので、表示の面から、遺伝子組換えかどうかを検査されているのだと思いますが、では日本に遺伝子組換え食品が入ってきているかどうかといえば、普通に入ってきています。みなさんが知らないだけです。われわれ商品を販売する立場の者としては、当然「遺伝子組換えでない」と謳っているものの方がよく売れることは知っていますので、大豆使用の豆腐などは、「遺伝子組換え品は使用せず」という表示のあるものを販売しておりますし、極力その点にこだわって売っているのも事実ですが。

正しい知識を入れることが正しい判断の材料になるのではないかと考えております。本日お見えのみなさんは積極的にセミナーを受けたりされているので、正しい知識をお持ちだと思いますが、家庭のお忙しい親御さんなどは、勉強会などには出ないで、人から聞いた話で判断してしまいます。風評被害のようなもので、例えば、あの辺りの県のもはだめだからもう全部買わないとか、そういう形になってしまっていて、いくら私たちがこの産地のものは大丈夫ですと謳っても、なかなか理解していただけない。牛肉にいたっては、前年度の半分程度にまで落ちてしまっている。これが現状です。私たちが販売しているものは岐阜県産のものを含めすべて基準値以内のものですが、少しでも含まれているものは摂りたくない、私もその一人かもしれませんが、被害のあるものはなるべく避けて通りたい。それが心理だと思います。いかんせん販売する立場ですので、基準値以内のものは販売させていただいております、というふうにしかなえません。そのあたりご理解をいただきたいと思います。

○北野委員

この5月から、県食品衛生協会の会長になりました。アクション4の「食品関連施設における自

「自主管理体制の推進」は食品衛生協会の大きな仕事の1つです。食品衛生責任者再教育講習会の達成率は134%となっております。この講習は食品衛生責任者が必ず年1回受けなければならないものです。22年度も2万人を超える方が受講されています。できるだけ、こういった教育を通じまして、自主管理体制を推進していこうとしております。

昨年度13件食中毒が発生していますが、ほとんどがノロウイルスによるものです。これは、食品加工従事者の健康状態に大きく起因しますので、自主管理体制を確立していこうとしております。

特に衛生管理が大事ですので、食品加工従事者の健康状態のチェックを必ずしてくださいと言っています。工場には従業員のほかパートの方もいらっしゃいます。パートの方は休むと給料がもらえないので、少し体調が悪くなくてもそのことを言わないでお勤めされるということがあります。そういうことをしますと、必ず食中毒につながります。このため、まず健康状態のチェックから始めてください、と工場の責任者の方には言っています。

その次に、工場に入りましたら、手洗いが大事です。手洗いは食品衛生の基本です。もちろん、一般消費者の方や子どもにとっても、手洗いは食品衛生の基本です。

私は西濃の食品衛生協会の会長もやっていますが、そちらでは今年も2万個の啓発ティッシュを作って、手洗いの啓蒙運動を行う予定です。こういうことが非常に重要ではないかと思えます。

また、施設管理も重要です。施設の中で冷蔵庫が壊れていると食品が汚染されますので冷蔵庫の管理は大事です。また、従業員の衛生管理にもつながりますけれども、トイレの管理も重要です。

製品の自主検査も大事です。今年は、自主検査をされた方に食品検査済証というものをお渡しして、お店に貼っていただくという取組をしております。

とにかく、食品を製造、加工する者にとっては、まず自主管理が大切です。衛生管理、施設管理、自主検査、この3つの管理体制を今後も推進していきたいと考えています。

○加藤食品安全推進室長

昨年度の食中毒事件13件のうち、8件がノロウイルスによるものでした。4件はカンピロバクターでした。この2つが上位2位を占めています。

○杉山会長

前澤先生、総括をお願いします。

○前澤副会長

資料の内容を拝見しまして、県行政としては本当に一生懸命やっておられて、かなり評価できると思います。担当の方はかなりの仕事をやられてストレスがたまっているのではないかと心配してしまうくらいしっかりやられていると思います。

今日これまでのお話を聞いておりましたが、食の安全というのは非常に難しい問題であり、危険な食品と安全な食品に二分することはできないのです。絶対にできないです。

それは、量の問題です。たくさん摂れば、塩でも醤油でも何でも危険です。それと、食べる確率、出会う確率の問題です。

そういったものがどうしてもわれわれ一般の頭には入りにくいために、遺伝子組換え、残留農薬、あるいは放射性元素、そういったものがあれば即危険と、本能的、直感的に反応してしまうというところに非常に問題があります。それで、リスクコミュニケーションを県行政、また国全体で進めているのですけれども。

国が決めた基準というものはあるのですけれども、それは非常に行政的なものです。しかし、実際に一般消費者が知りたいのは、これを食べて病気になったらいやだな、将来の子どもに対して何か影響が出たらいやだな、そういうことが一番知りたい問題です。

ですから、例えば、残留農薬基準を超えたものを食べても全く問題ない、しかし行政としてはこれを取り締まらなければならない。これは行政の使命ですので。そのへんのせめぎあいがあります。

また、ゼロリスクはありえないんですけれども、一般消費者というのはどうしてもゼロリスクを望んでしまう。危険といわれているものがちょっとでもあると避けなければいけないという、そういう心理になるところが一番問題です。

やはり、幅があるわけです。行政的にはここまではOKですよということを出さざるを得ないわけです。その基準をどう考えるか。消費者個人個人が、摂取する量と、そういう食品と出会う確率を考えるようになると、判断できるようになるのかなと思います。

例えば、高血圧の人は塩分のあるものを食べないほうがいいのですが、通常の人には食べても全然問題ない。個人個人の判断によっているわけです。

おそらく安全性といったようなものも、やはり、個人が最終的には責任をとらなければいけない。

ただ、行政としては、やるべきことがきちっとリストアップされていますので、それはきちんとやっていただいて、評価していく。行政に抜けたところがあるということはちょっと考えられないですね。行政にはこれだけいろんなスタッフの方がおられて、本当に知恵の塊の集団ですので、その辺はありえないという風に私は思っております。

自分自身で、食品の安全性というものをどのように考えるか、その考え方を教えていくということが、食育、教育なのかなというふうに思いました。

ゼロリスクはないわけですが、この議論は永遠の問題かもしれません。人間の健康というものは永遠の課題ですが、そういったところと関連付けて、まあ、そこそこのところで自分で納得する条件というものを自分で持てばいいのかな、というような気がしました。

○杉山会長

ありがとうございます。結論として、22年度の取組はよくやられていたということで、終わらせていただいてよろしいですか。それではどうもご苦勞様でした。第1議題についてはこれで終わらせていただきます。

【議題2 「食品の安全・安心シンポジウム」におけるパネリストの選任について】

(事務局から説明)

結論：消費者代表として桑原委員、流通業者代表として河路委員、生産者代表については食肉関係者などから事務局が選任することとなった。

○杉山会長

シンポジウムはこのアンケートに書かれた疑問に答える形で進めることになりませんか、これらはどう扱われますか。

○加藤食品安全推進室長

シンポジウムの前に1度協議会を開きまして、アンケートの内容も含め、放射能の勉強といえますか、情報提供を行いまして、それを踏まえてシンポジウムに臨みたいと考えています。

○杉山会長

シンポジウムの前に10月上旬に開く協議会で、いろいろ意見を出していただいて、それを反映させるような形でシンポジウムを行うということです。そうするとより深みのある話し合いができるということでご理解いただきたいと思います。

【議題3 食品安全対策協議会の本年度の活動(案)について】

(事務局から説明)

結論：案どおり了承された。

○杉山会長

セシウム牛肉のことなどは、ぜひ次期計画に反映させていただきたいと思います。

【その他】

○杉山会長

その他、何か言いたいことがありましたら。

○北野委員

今日の新聞では養老ミートさんは全頭検査し、検査したものしか売らないということで、三重県の検査場で検査するというようなことが書いてありました。岐阜県は機械が1台しかないし、1日3、4頭しか検査できない。2、3台になっても1日十数頭しかできない。岐阜県からは1万6、7千頭の牛が出ている。流通の方もだんだんそういう風になってくるのでしょうかね。

○河路委員

私たちは仕入れるほうですから、仕入れ元に検査をお願いはします。お願いはするんですけども、検査の環境がありますので難しいということです。

○北野委員

報道などを見ていると、放射能の心配をして、子どもを連れて福島県から引っ越さないといけなくと考える若いお母さんが増えているようです。過度の恐怖心をマスコミが煽っている面もあるのではないかと。そのあたりはどうでしょうか。

○杉山会長

実は、放射能に関する本はあまりないのです。最近「食卓に上がった放射能」という本を見つけましたので、早入手に入れました。

放射能汚染は、日本人にとってははじめての経験かもしれないけれど、チェルノブイリの経験をきっちりとマスターして、それが日本でどういうことになるのかを見ていくことです。これは、世界的な問題なんです。チェルノブイリからは、スウェーデン、ノルウェーのオスロなどに汚染が広がって、草などでトナカイの肉にまで汚染が広がっています。これは原子力委員会の先生がまとめた本ですけども、科学的にまとめたものをきっちり学んで、そうした経験を踏まえてやっていく必要があると思います。ですから、風評によるのではなく、きっちりと科学的データを持って判断していく、そうしたことが一番必要ではないかと思います。そしてこれは世界に発信していかなければならない問題です。

岐阜県も原発から100キロ圏内ですから、県内に原発がないからといっても非常に危険な状態です。そういうことも踏まえて、原発は不必要であると思います。

この資料のアンケートには、これまでの消費者の声がずいぶん入っていると思います。牛乳はどうかとか、水産物はどうかとかいう意見もありましたけれども、畜産物全般はどうかということになるかもしれない、そういうことも踏まえて、シンポジウムのパネリストの生産者代表は本日決まりませんでしたけれども、事務局のほうで検討していただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○金山委員

私の団体の中でも、一番正しい情報がほしいということを行っています。マスコミはセシウムがどうという数値を出してはいるんですけども、その数値のセシウムが体にどのような影響をもたらすのか、という情報は出ていません。チェルノブイリの例があるということですけども、チェルノブイリについては、相当悲惨なところだけ報道されています。それでも、チェルノブイリでも安全性をクリアした条件というものがあるだろうと思います。、そういった情報がほしいというのが生活者としての意見だと思います。

次から次へと不安材料ばかりが出てきます。これなら大丈夫かと思ったらまただめになるというニュースの出し方です。次から次へと不安を進化させていくニュースの出し方。もっと正常な、安心して聞けるニュースのあり方を考えてほしいというのが私たちの団体のメンバーの中でも大きな意見です。

岐阜県はいろいろ検査して見えますので、いち早く消費者に伝えていただきたい。インターネットも一番早い手段ではありますが、生活者はいろんな立場の人が見えますので、いろんな年齢の方への情報の出し方、これを工夫していただきたいなと思います。

○杉山会長

いろんな意見をありがとうございました。また、ご協力ありがとうございました。これで終わらせていただきます。